

発表 No.11 (後半・room6)

実践発表

兵庫県の外国人生徒特別枠校の支援体制づくり
—外国人生徒特別枠校の中から見えてくる今後の課題—

加藤恵美子 (兵庫県立加古川南高等学校 外国語支援員・非常勤講師)

1. 実践の場の特徴

兵庫県では平成28年度より「外国人生徒に関わる特別枠選抜」が行われている。当実践は平成31年度より新たに対象校に指定された高等学校(全日制)における支援体制作りについてである。毎年来日3年未満の外国人生徒(定員3名)が入学してくる。国籍もさまざまに入学時の日本語レベルは0初級からN3程度、また学力にもばらつきがある。そのため一人一人に合わせた支援が求められている。令和3年度までの3年間の実践である。

2. 実践の目標

新設の枠校における支援体制の構築と他の団体(他の枠校・県外教・県教委・外国人児童生徒支援団体)との支援体制の構築を目標としている。

3. 具体的な実践の内容とその過程

3.1 外国人生徒特別枠校の支援体制づくり

受け入れ校として決まった当時、教員からは「日本語の話せない生徒への対応をどのようにするのか」「学力が日本人生徒と隔たりがあるがどうするか」という不安の声が上がっていたという。そのため、合格発表後に外国人生徒支援担当に内定していた教員、管理職(教頭・校長)と合格者の「日本語」「学力」「日本での就学歴」から春休み中のサポート(春休み課題)、及び4月からの支援体制について話し合いの場を持ち、また新学期がはじまり、外国語支援員として、それぞれの役割の確認、支援体制について個別にミーティングを行い、ミーティングは年度を通して問題が発生するたびに個別に担当教員と情報共有し、支援内容の確認、不安や疑問等についての解決に努めた。

表1. 個別ミーティングの内容

教務	カリキュラム(日本語等)・授業(取り出し・入り込み(TT))人員の配置 ^{注1)}
年次・担任	年次での行事、教室活動、保護者への対応、進路(キャリア)、日常生活の中で起こる文化的相違のアドバイス及びサポート
教科(授業担当者)	授業の支援(先行学習・TT・リライト・考査作成時のサポート等)放課後補充、考査前サポート
外国人生徒支援担当	生徒への支援全般(生徒への個別の支援内容・情報共有)、放課後支援のサポート、(校内・近隣高)交流会の企画・実施、外国人生徒支援委員会の開催、校内(教科・分掌)・他実施校・教育委員会(実施校連絡会等)との情報共有
管理職	外国人生徒にかかわる事項(入試等)、外国人生徒支援室の設置
保護者	合格後の入学前面談、三者面談時に日本の高校・大学・キャリアについての説明(必要に応じて通訳をつける)、その他必要に応じてサポート

3.2 外国人生徒への支援

生徒への支援は一人一人に合わせた支援が行われている。提出された調査書、入学試験の結果、及び合格後の面談により、授業の振り分けがされ、「通常」の授業、「入り込み(TT付き)」「取り出し」のいずれかに分けられる。また一年次の「国語総合 B」の履修が難しい場合は同時間帯に設置している「日本語 A」の履修となる^{注2)}。(2年次以降も「日本語」関連授業の設置あり)

表 2. 平成 31 年度から令和 3 年までの授業の振り分け^{注3)}

入り込み	家庭基礎、保健、社会と情報、産業社会と人間、(TT=外国語支援員)
取り出し	国語総合 A、現代社会、生物基礎、数学 I、数学 A
通常	コミュニケーション英語 I、体育、音・美・書、(必要に応じて TT=外国語支援員)

各生徒に対しては「外国人生徒支援ルーム(通称:GUIDE)」が設置され、放課後の日本語支援(JLPT対策)、教科の補充(学習言語(語彙等)の先行学習)、考査前の試験対策、キャリア教育(在日年数、在留資格の違いによる進路指導、生活面のサポート)校内交流会などを行っている。

4. 結果と考察

4.1 現在の校内の支援体制についての達成度

令和 3 年度に初めて卒業生を出し、3 年間を通して、教員間に「外国人生徒への対応」のノウハウが蓄積されつつあり、支援体制も概ね整ったように感じる。また 2 年次からは全教科が「通常」での参加となるが生徒たちの日本語力、教科学力もしっかりついており、彼ら自身も、その努力を結果として感じられているようである。部活動にも参加し、また交流会などを通じ、自身のルーツについて日本人生徒の理解にも積極的に取り組んでいる。

4.2 支援体制の問題点

教員(教科)間情報共有についてコロナ禍という事情もあるが「外国人生徒支援委員会」の開催が定期的に行われないため、外国人生徒支援担当や外国語支援員が個別対応で行うという状況になっている。また成績評価(合理的配慮)について「文章による提示」がないため、その基準や指導について教員間でも意見が統一されていない。外国語支援員は1年次生徒が対象のため、次年度に対象生徒の入学がなければ、2年次以降の放課後サポート等はその時点でなくなる。

4.3 今後、支援体制に必要なこと

現在、年齢に合わせた日本の小説(母語訳)や母語の図書の貸し出し、ホームページなどを利用して母語支援を行なっているが、大阪で行われているような母語の授業の設置、問題点でもあげた成績評価(合理的配慮)の関する校内研修、そして県内での枠校支援連携、入学前に支援を受けていた団体との連携を行うことにより、さらなる支援体制が構築できるものと考える。

付記

今回の実践における連携を一緒に行ってくださった本校外国人生徒支援担当の野口美香先生および発表に関して快諾してくださった学校関係者に心より感謝申し上げます。

注)

1) この「外国人生徒のための高等学校特別入学実施校事業」は 1 校につき「外国人生徒支援担当」の教員(教諭)の配置。県教委より常勤 1 名(または非常勤/週 16 時間以内)、及び外国語支援員の配置(週 16 時間以内)が認められている。

2) 入学時に日本語能力試験の N2 以上であれば「国語総合 B(古典)」を履修している。

3) 「取り出し」が必要でなくなると生徒は「通常」の授業に戻る。